

📅 5月14日 グランメッセ熊本

特定健診等データ管理システム及び保険者データヘルス支援システム等説明会

運用中の保健事業各システムについて説明

各保険者（国保及び後期高齢者広域連合）の担当職員など124人が出席した。

まず、本会担当職員から「特定健診等データ管理システム」の操作方法と今後のスケジュールなどを説明した。

次に、「保険者データヘルス支援システム」及び「国保データベース(KDB)システム」について、各システムの特徴や保健事業のPDCAサイクルにおける位置づけなどを説明した。

保険者データヘルス支援システムは、保険者のデータヘルス事業の効果的・効率的な実施及びデータヘルス計画策定・評価等を支援することを目的としたもので、KDB 突合データを利用して、健診結果の変化や重症化の状況、医療受診の状況とそれに伴う医療費の動向など個人及び集団で分析することができ、KDB システムで対応できていない保健事業の対象者抽出や保健事業実施前後の医療費等の比較分析機能もある。

また、糖尿病や高血圧症の治療中断者を抽出できることや、KDB 突合データの中に保持する項目を利用して自由に集計表を作成できるなど自由度も持ち合わせたシステムであることも特徴となっている。

本システムは、稼働から1年近く経つが、活用状況については保険者によってばらつきがあるため、今後も巡回支援等で支援していきたいと話した。



📅 5月23日 熊本県市町村自治会館

平成30年度第1回広報委員会

平成29年度の事業報告報及び 平成30年度の事業計画について協議

各地区（国保組合・県を含む）代表の広報委員14人が出席し、今村利清委員長（熊本市国保年金課長）を議長として議事に移り、まず、平成29年度に実施した広報事業について事務局が報告を行った。次に、平成30年度の各事業計画について協議を行い、今年度『広報に関する効果測定』について実施することで事務局案を提案し協議を行った。その結果、「広報事業を実施していく中で効果測定は重要であるが、実施方法及び内容について再検討が必要である」とされ、次回の広報委員会で再度協議することとなった。

【平成 29 年度事業報告】

広報共同事業

平成 29 年度に九州 5 県（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県）で共同制作したテレビ・ラジオ CM の放送を始めとし、「国保スマイルプロジェクト」として展開した各種広報について事務局から報告した。

広報事業

WEB 版広報「国保くまもと」の HP 掲載、統計資料の HP 掲載、国保新聞の配付、健康まつり支援（貸出物品）について事務局から報告した。

【平成 30 年度事業計画】

広報共同事業

平成 30 年度においても、九州 5 県でテレビ・ラジオ CM の共同制作を行う。なお、制作した CM をより効果的に活用していくことを目的に、放送方法（時間帯、手段、回数）において充実していくことで決定した。

事業内容については次のとおり。

- テレビ・ラジオ CM 制作及び放送
- 国保啓発ポスター及びスイングポップ用貼替パネル作成

広報事業


今年度から、WEB 版広報「国保くまもと」のリニューアルを行っている。今後も国保関係者に役立つ情報提供ができるよう充実化を図っていく。

- WEB 版広報「国保くまもと」の HP 掲載、統計資料の HP 掲載、国保新聞の配付、健康まつり支援（貸出物品）

【その他】

平成 12 年から九州 4 県（佐賀県、長崎県、大分県、熊本県）で始まったテレビ・ラジオ CM 共同制作について、平成 28 年度から福岡県が参加し 5 県での制作となっている。毎年タレント及びシチュエーションを変えながら「特定健診受診促進」「国民健康保険料（税）収納促進」「ジェネリック医薬品普及促進」の 3 つのテーマで制作している。

しかし、共同制作では伝える内容に大きな変更がないため、平成 31 年度に向けて熊本県単独で制作から放送まで、一貫したコンセプトでの広報展開を行うことで決定した。

 5 月 28 日 熊本県市町村自治会館別館大会議室

平成 30 年度国保主管課長会議

平成 30 年度行事予定・各課の重点取り組みを説明

熊本県及び各保険者の国保主管課長など約 60 名が出席し開催された。初めに牧野常務理事が「平成 30 年度からの国民健康保険法の一部改正に伴い、熊本県国保連合会では更なる保険者支援の強化を充実させていく」と挨拶した。続いて各課の重点的取り組みについて各課長が説明した。

主な内容は次のとおり。

【総務課】

- 国保連合会中期経営計画（平成 30 年度～平成 34 年度）について、一般会計及び特別会計に係る 5 年間の財政収支状況を説明した。

一般会計については、被保険者数の減少に伴い、会員負担金が減少。平成 30 年度から単年度収支が厳しい状況となるため、平成 31 年度から財政調整基金積立資産から繰り入れる見込み。

また、特別会計については、今後、各種システムのシステム更改及び機器更改等を控えているため、更改年度はシステム関連経費が大幅に増える状況等を説明した。

【情報システム課】

- 平成 30 年 4 月から稼働している「国保情報集約システム」について、保険者サイドの作業や今後のスケジュール等の内容の把握及び確認についても説明し、各市町村でエラー等の不備に対し、早急な対応をお願いした。
- 国保総合システム等端末の Windows Update について、Windows のセキュリティ上の問題点解消、機能充実等の期待ができることを説明し、すべての端末に対し更新処理を行うよう全保険者をお願いした。

【保健事業支援課】

- 「次期特定健診等データ管理システム」について、厚生労働省から、コストを削減する観点で、パブリッククラウドの利用を検討するよう求められており、今後、国保中央会及び全国国保連合会において協議・検討が予定されていることを説明した。
- 「国保データベース支援システム (KDB)」について、保健事業等保険者支援事業負担金を本会が保険者から徴収し、全額を国保中央会に収めているが、平成 31 年度から消費税引き上げ相当分も含めた値上げが検討されているため、今後、保険者への情報提供及び相談をしていくことを説明した。
- 本会が開発した「保険者データヘルス支援システム」について、平成 29 年 7 月から稼働を始めた熊本県独自のシステムで、KDB 突合 CSV (健診・レセプト・介護のデータを突合したデータ) を用いてデータヘルス計画の実施や評価に活用できると説明した。なお、今後も県内保険者へ巡回支援を実施し、個別支援を希望する保険者についても随時対応すると説明した。

【審査管理課】

- 平成 30 年 1 月審査以降の審査拡充の説明と本会で独自導入している二次点検支援のシステムでの点検項目について、本会一次点検への点検項目移行の検討等を開始した。また、点検項目の移行に伴い、検討が必要となる内容があることを説明し、6 月末を目途に説明会を開催する予定であるとの連絡を行った。

【医科審査課】

- 平成 30 年 4 月 23 日開催された、厚労省の社会保障審議会保険医療部会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」において、あはき療養費の不正請求対策と受領委任制度による指導監督体制の導入案が示されたことを受け、本会からは、制度の概要、開始時期及び現行からの変更点などを説明した。

【求償対策推進課】

- 本会が受託する第三者行為求償事務の範囲を、平成 30 年度からけんか・食中毒を含むすべての傷害事故に拡大したことに伴い、求償委託に関する留意点を説明した。
- 国から要請された指定公費負担医療の求償業務について、本会で過去の求償事案から対象者リストを作成し、該当保険者に提供しているため協力いただきたいとお願いした。

【介護保険課】

- 平成 30 年度から国への提出が義務化された要介護認定情報のデータ収集業務について、本会を經由して国保中央会、厚生労働省へ提出となる処理の流れについて説明した。
- 障害福祉サービス等に係る給付費の審査事務が平成 30 年度から本会に委託されたことに伴い、これまでとの変更点や今後の動向について説明した。
- 介護給付費、障害福祉サービス費等の過去 5 年間の請求件数、請求額の推移について説明した。中でも特に障害児給付費は、発達障害児認定者の増加に伴い、そのニーズも高まり、サービス事業所数が増加している。これらのことから、請求件数及び請求額が増え続けていることを説明した。



5 月 31 日 火の国ハイツ

市町村等第三者行為求償事務担当者研修会

第三者行為求償事務に関する 業務内容の説明

各保険者の担当職員 50 人が出席した。

今回の研修会は、今年度からの第三者行為求償事務受託範囲拡大に伴い委託件数の増加も予想されることから、求償事務委託に関する業務内容の説明と、事業がスムーズに運営できるよう保険者（委託元）と本会（委託先）の役割の分担を改めて説明した。

まず、熊本県国保・高齢者医療課の中尾参事から第三者行為求償事務の意義・目的、全国及び熊本県の取り組み状況、課題並びに保険者努力支援制度における評価指標等の説明があった。また、国が第三者行為求償の取り組み強化に伴う対応方針において示した「保険者、国保連合会及び県の役割」に基づき、連携・協力しながらそれぞれが役割を果たしていくことが必要であるとの説明もあった。

次に、本会からは、今後増加することが予想される第三者直接請求における事務処理や保険者による債権管理等の説明並びに、平成 30 年度から運用を開始した「保険者求償管理システム」の機能及び活用方法等の説明を行った。

最後に、初任者向けとして「本会へ第三者行為求償を委託する際に必要な書類の記載方法」についても説明を行い、研修会は終了した。